

主任技術者等の兼務制限の緩和について

1. 趣旨

入札の不調・不落を防止し円滑な工事執行を図るため、次のとおり取り扱うこととする。

2. 内容

建設業法施行令の一部を改正する政令（令和4年政令第353号）の改正により、専任の現場配置技術者を必要とする建設工事の請負代金の対象金額が引き上げられたことを受け、緩和措置の対象金額を引き上げる。

主任技術者		現場代理人	
請負対象設計金額（税込）	兼務制限	請負金額（税込）	兼務制限
8,000万円未満 <u>〈緩和〉</u> 4,000万円未満 (8,000万円未満)	兼務不可 (緩和対象外)	8,000万円未満 <u>〈緩和〉</u> 4,000万円未満 (8,000万円未満)	兼務不可 (緩和対象外)
	2件以内 町内で密接な関係（※1）があり、相互の間隔が10km程度以内の公共工事に限る ※監理技術者の場合は兼務不可		2件以内 同一の主任技術者による管理が認められた公共工事に限る
	5件以内 北広島町内の工事（※2）に限る ※災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く（※3）（※4）		5件以内 北広島町内の公共工事に限る ※災害復旧工事に係る主任技術者又は現場代理人の件数を除く（※3）（※4）
500万円未満 (1,500万円未満)	兼務制限なし		

兼務制限は、最終的に配置される工事件数（主任技術者又は現場代理人として配置されている工事（主任技術者と現場代理人を兼務している場合も含む。）を1件とする。）の合計であり、兼務する全ての工事が表中の適用金額未満であることを要する。

- ※1 密接な関係とは、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事（資材の調達を一括で行う場合や工事の相当の部分の同一の下請け業者で施工する場合を含む）をいう。
- ※2 工事には、公共工事以外の工事も含む。
- ※3 町が業務として発注し、工事との兼務を認めている道路維持修繕業務委託（路線委託）に係わる主任技術者等についても、災害復旧工事と同様に兼務制限の件数から除く取扱いとする。
- ※4 兼務制限の件数から除く災害復旧工事に係る主任技術者等については、他の工事の現場代理人と兼務する場合に行っている発注者双方の兼務承認の手続を不要とする。

- ※ 請負対象設計金額等のカッコ内の金額は建築一式工事における金額である。
- ※ 兼務の条件、手続きについては、入札条件及び特記仕様書を確認すること。

3. 適用期間

令和5年1月1日から令和6年3月31日までに指名・公告を行った工事

なお、従前の取扱いにより、契約済の工事又は指名・公告を行った工事についても、当該工事に関する土木工事共通仕様書、誓約書、特記仕様書、現場説明書の内容にかかわらず、この取扱いの対象とする。（入札手続き中の工事は、契約後から対象とする。）

※上記適用期限を令和7年3月31日まで延長します。